

アルメイダメモリアルホームホームヘルプサービス 利用料一覧表

(令和6年6月1日～/令和6年度介護報酬改定に伴う処遇改善加算関連の一本化)



QRコードを読み取ると当事業所HPにつながります。

○ 訪問介護事業サービス費(1回あたり)

<参考/特定事業所加算未反映時>

身体	20分未満	1 6 3	円	※30分増す毎に+82円
	20分以上30分未満	2 4 4	円(身体1)	
	30分以上1時間未満	3 8 7	円(身体2)	
	1時間以上	5 6 7	円	
生活	20分以上45分未満	1 7 9	円	※30分増す毎に+82円
	45分以上	2 2 0	円(生活3)	
身体後、生活	身体30分+生活30分	3 0 9	円(身1生1)	※30分増す毎に+82円
	身体30分+生活60分	3 7 4	円(身1生2)	
	身体60分+生活60分	5 1 7	円(身2生2)	

<特定事業所加算Ⅱ反映時:未反映時から+約10%>

※四捨五入の関係で、1円前後する

身体	20分未満	1 7 9	円	※30分増す毎に+82円
	20分以上30分未満	2 6 8	円(身体1)	
	30分以上1時間未満	4 2 6	円(身体2)	
	1時間以上	6 2 4	円	
生活	20分以上45分未満	1 9 7	円	※30分増す毎に+82円
	45分以上	2 4 2	円(生活3)	
身体後、生活	身体30分+生活30分	3 4 0	円(身1生1)	※30分増す毎に+82円
	身体30分+生活60分	4 1 1	円(身1生2)	
	身体60分+生活60分	5 6 9	円(身2生2)	

- ※ サービス費と加算費用等は、1割負担時の金額です。2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の金額となります。
- ※ 早朝加算:支援が早朝(午前6時～午前8時の時間帯にサービス提供)の場合は所定金額の25%増額となります。
- ※ 夜間加算:支援が夜間(午後6時～午後10時の時間帯にサービス提供)の場合は所定金額の25%増額となります。
- ※ 深夜加算:支援が深夜(午後10時～午前6時の時間帯にサービス提供)の場合は所定金額の50%増額となります。
- ※ 2人の訪問介護員が1人の利用者に足して利用者・家族の同意を得て訪問介護を行った場合は所定金額が200%となります。
- ※ 当事業所は令和5年10月から、特定事業所加算Ⅱを算定していますので上記右の「反映時」をご参照ください。

○ 総合事業サービス費(ひと月あたり)

週1回程度の支援	1, 1 7 6	円(訪問独自Ⅰ)	対象:要支援1・2 ※サービス費と加算費用等は、1割負担時の金額です。
週2回程度の支援	2, 3 4 9	円(訪問独自Ⅱ)	対象:要支援1・2 2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の金額となります。
週2回を超える支援	3, 7 2 7	円(訪問独自Ⅲ)	対象:要支援2

※月途中で利用開始の場合は別途日割計算

加算費用等 原則として上記サービス費と合わせて下記加算が算定されます

初めてサービスを受ける、再度サービスを受ける際にかかる加算費用		
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。	200円/回
緊急時と認められた際にかかる加算費用		
緊急時訪問介護加算	利用者またはその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認めた場合に、訪問介護員等が局サービス計画において計画的に訪問することになっていない訪問介護を緊急に行った場合。	100円/回
別途かかる加算費用		
特定事業所加算	加算の算定要件である体制要件や人材要件、重度者対応要件を満たし、質の高い介護サービスを提供している事業所を評価する加算です(訪問介護のみの加算です)。※上記右の「反映時」を参照	サービス費+加算の10.0%の額
介護職員等処遇改善加算(新・加算)	令和6年6月～旧3加算(処遇改善・特定処遇・ベースアップ)を一本化し、介護職員等の処遇の改善を行う事への加算です。	サービス費+加算の24.5%の額